

「川越市地域防災計画」の一部修正（案）に対する意見募集の結果について

「川越市地域防災計画」の一部修正（案）につきまして、令和7年11月21日から令和7年12月22日までの間、ご意見を募集したところ、1名の方から1件のご意見をいただきました。貴重なご意見をありがとうございました。

提出されたご意見及びそれに対する本市の考え方をとりまとめましたので、お知らせします。

ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方	(案)の修正有無
<p>防災ブロック区分において、三久保町が本庁地区（北）になっています。</p> <p>地域防災拠点が同じ町内の中央公民館でなく北公民館となっているのが納得いきません。</p> <p>北公民館は遠方でありかつ地震や水害のハザードマップにかかる地域にあり災害時は情報伝達の遅れ、応急対策の遅れ、食料配布の遅れなどにつながることを考えられます。</p> <p>災害に強い中央公民館が同じ町内にあるのに恩恵を受けられないのは納得いきません。</p> <p>なお指定避難所は適した場所だと考えるため、変更の必要はありません。</p> <p>防災ブロックは行政の観点、避難所は市民の観点であるため同じ区分にする必要はないのではないかと。</p>	<p>防災ブロックは、地区ごとに応急復旧対策の拠点となる防災拠点を設置し、その管轄となる区域を定めたもので、本庁地区については人口の密集度などを考慮しております。</p> <p>ご意見のとおり、地域によっては最寄りの施設が位置付けられていない場合もございますが、防災ブロックは、行政が応急復旧対策を行うために便宜上設定するものであり、指定避難所と同様、被災者の施設利用を防災ブロック内の施設に限定するものではございません。</p>	<p>無</p>